



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（流通政策課）…………… 1

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例（条例第1号）
  - 1 せり人の登録更新について、試験を行うことを廃止し、知事が行う講習を受けなければならないこととした。（第13条関係）
  - 2 せり人の登録証の携帯を廃止することとした。（第16条関係）
  - 3 せり売以外の方法による販売を行う場合における販売担当者の届出を廃止することとした。（第17条関係）
  - 4 仲卸業務の許可をしてはならない要件について、仲卸業者の役員又は使用人を削ることとした。（第19条関係）
  - 5 物品の上場順位を廃止することとした。（第42条関係）
  - 6 指値等のある受託物品の措置を廃止することとした。（第43条関係）
  - 7 指値等のある受託物品について、販売条件の変更等を廃止することとした。（第44条関係）
  - 8 売買仕切書又は売買仕切金の送付の特約について、届出を保存に改めることとした。（第63条の2関係）
  - 9 支払猶予の特約について、届出を保存に改めることとした。（第67条関係）
  - 10 市場取引委員会の所掌事務を整理することとした。（第81条関係）
  - 11 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）

## 条 例

沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第1号

### 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

沖縄県中央卸売市場条例（昭和59年沖縄県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項第2号中「<sup>こ</sup>禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条第3項中「前条第4項、第5項（第3号を除く。）及び第6項」を「前条第4項及び第5項（第3号を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 登録の更新を受けようとするせり人は、せり人として必要な能力の保持のため、知事が行う講習を受けなければならない。

第16条の見出しを「（せり人章の着用）」に改め、同条中「登録証を携帯するとともに」を削る。

第17条を次のように改める。

#### 第17条 削除

第19条第4項第4号イ中「<sup>こ</sup>禁錮」を「禁錮」に改め、同号ウ中「若しくは仲卸業者」を削る。

第31条第1項第2号中「<sup>こ</sup>禁錮」を「禁錮」に改める。

第42条から第44条までを次のように改める。

#### 第42条から第44条まで 削除

第63条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

第63条の2中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第67条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結ぶときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

第67条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「前項の届出」を「前項の書面を必要により確認した結果、その内容」に、同項第2号中「そこない」を「損ない」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

委員会は、この条例の改正（法第9条第2項第3号から第7号までに掲げる事項に限

る。)、第37条第1項第2号の規則で定める割合、第45条第1項の規定による販売、第47条第1項第2号の規定による卸売、第49条第1項第3号の規定による卸売及び第57条第1項の規定による販売に関し、知事に意見を述べることができる。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---